



Title	19世紀中葉メキシコにおける植民事業と土地所有の変容：「荒蕪地」の法的位置づけに着目して
Author(s)	井上, 拓土
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2026, 12, p. 17-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106312
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19 世紀中葉メキシコにおける植民事業と土地所有の変容

—「荒蕪地」の法的位置づけに着目して—

西洋史学 博士前期課程 2 年

井上 拓土

1. 先行研究と問題の所在

19 世紀の近代的統治は、国土や人口を抽象的・数量的な情報として認識する技術や制度を発達させた一方、その視角からは人々の具体的な生活世界が捨象されていた¹。本稿は、19 世紀中葉メキシコの土地政策の分析を通じて、メキシコの近代国家建設と地方農村の変容を交差的に問い直すための予備的考察を行う。

独立後のメキシコでは、広大な国土の開発と人口定着が急務となり、移民誘致による「植民事業 (colonización)」が推進されていた。1857 年の振興・植民・産業・商業省の行政報告書では「荒蕪地 (terrenos baldíos)」がその標的とされたが、報告書には植民の実績や方針が詳述される一方、その土地の居住者や性質、紛争記録はほとんど見られず²、「荒蕪地」とは、測量や地図・統計の作成に基づく植民事業の過程で「誰も住んでいない、荒れ果てた土地」として一方的に措定されたものであった。

従来の植民事業に関する研究は、その事業によって到来した欧米移民への関心に根差しており³、ここでも「荒蕪地」それ自体は、反駁の余地すらなく「誰も住んでいない、荒れ果てた土地」として位置づけられてきた。またメキシコ農村社会史研究では、国家や州の土地政策に対する先住民共同体の主体的な交渉・抵抗が強調される⁴一方で、「近代国家が国土をいかに把握し、生活世界を再編しようとしたか」という構造的視点は、後景に退きがちである。「荒蕪地」をめぐる法整備はいかに進み、そもそも「荒蕪地」とは何であったのか。そしてなぜ、国家はそれを実態化する必要があったのか。

本稿は、国家・州の法整備や植民政策の再検討を通じて、「荒蕪地」が独立当初から客観的存在としてそこにあったというよりも、むしろ土地政策や植民事業の展開過程で国家によって実態化された構築的な概念であったことを明らかにする。第一に、1856 年

¹ James C. Scott, *Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed*, Yale Univ. Press, 1988 を参照。

² Manuel Siliceo, *Memoria de la Secretaría de Estado y del Despacho de Fomento, Colonización, Industria y Comercio de la República Mexicana*, Imprenta de Vicente García Torres, 1857, pp. 37-60.

³ 古典的研究として、Moisés González Navarro, *Los Extranjeros en México y Los Mexicanos en el Extranjero: 1821-1970*, Volumen 1, El Colegio de México, 1993.

⁴ こうした潮流の先駆的な研究として、Romana Falcón, *México descalzo. Estrategias de sobrevivencia frente a la modernidad liberal*, Plaza Janés, 2002 など。

レルド法 (Ley Lerdo) に代表される自由主義的な土地政策が目指した土地の「所有」や「荒蕪地」開発の指針を、政府刊行史料から確認する。第二に、1821 年の独立から、植民局 (Dirección de Colonización) 設立により「荒蕪地」概念の制度化が到達点を見せた 1846 年までを対象に、実務的な政策展開を法典史料から整理する。

2. 「権力としての科学」にもとづく土地の再編

レルド法は本来、カトリック教会財産を自由化し、経済の活性化と税収の安定を目指す改革法であったが、この法律は先住民共同体にも適用され、その結果、彼らが集団的に管理・占有していた共有地 (tierras comunales) が、個人の登記という「合法的」な手段を通じて簒奪される事態を招いた⁵。ただし、レルド法は 1850 年代に突如出現した政策ではない。それは、先住民共同体が維持していた自給自足的な自律性に対する、独立以降の政策立案者らの強い苛立ちと、それを解体して個人の「完全な所有 (propiedad plena)」へと移行させようとする長期の政策論争の結実であった。

1830 年代、国内の産業政策の方針で対立していたルカス・アラマン (Lucas Alamán, 1792-1853) とオルティス・デ・アヤラ (Simón Tadeo Ortiz de Ayala, 1788-1833) の間でも、先住民共同体に対する認識については呼応がみられた⁶。アラマンは 1830 年の報告書で、先住民共同体の人々が「その日の必要に応じて労働を計るため、それを満たすのに不可欠な分以上は稼ごうとしない」姿勢を、是正すべき道徳的欠陥と非難し、彼らの農業は「本来商業の一分野」として市場に従属・包摂されるべきだと主張した⁷。また翌 1831 年の報告書では、先住民共同体が土地の個人への細分化・私有化に応じず、共有地が未分割のまま維持されている状況に対して、個人の財産としての責任を伴う「正規の管理が行われていない」と批判した⁸。この批判は、先住民を社会へ包摂すべく「共有地を私有財産として分配」し、さらに農業を飛躍させるため政府が「荒蕪地や未利用地を分配」して整理すべきだとしたオルティスの提言 (1822 年)⁹と共鳴している。両者にとって、境界の画定された個人の私有財産としての「完全な所有」への移行は、近代主権国家の国民経済確立における至上命題であった。

当時はまだ青写真に過ぎなかったこの構想を実現すべく重視されたのが、「自由主義

⁵ 谷洋之「メキシコにおける農地所有制度の変遷」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』アジア経済研究所調査報告書、2013 年、15-16 頁。

⁶ John Tutino, *The Mexican Heartland: How communities shaped capitalism, a nation, and world history, 1500-2000*, Princeton Univ. Press, 2018, pp.181-196.

⁷ Lucas Alamán, *Memoria de la Secretaría de Estado y del Despacho de Relaciones Interiores y Exteriores*, Imprenta del Águila, 1830, pp.25-26, 28-29.

⁸ Lucas Alamán, *Memoria de la Secretaría de Estado y del Despacho de Relaciones Interiores y Exteriores*, Imprenta del Supremo Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos, 1831, pp.43-44.

⁹ Tadeo Ortiz de Ayala, *Resumen de la Estadística del Imperio Mexicano*, Imprenta de Doña Herculana del Villar y socios, 1822, pp.30-31, 63-64.

者」と「保守派」の対立図式を超えて共有された、秩序、行政効率、法の支配を強調し、官僚・法曹・技術者の実務主義に根差す「保守自由主義 (liberales conservadores)」であり¹⁰、その中核たる「権力としての科学」であった。その代表例が 1833 年創設のメキシコ地理統計学会 (Sociedad Mexicana de Geografía y Estadística, 以下 SMGE) である。同会は「民の繁栄に役立つ実用科学 (ciencias útiles)」を重んじ、地図作成による領域把握や資源・人口の統計化を主導した。ここで重視された「科学」とは、適正な徴税や外債返済のための実践的道具であり、学会の指針が「それこそが国家の人間 (hombre de Estado) の科学 (ciencia) である」と宣言したように、地理や統計は公的実務を指導する「権力としての科学」として機能した¹¹。

この「権力としての科学」は、1850 年代になるとより直接的な行政実践へと回収され、本稿の導入部で取り上げた振興・植民・産業・商業省の報告書 (1857 年) へと結実する。同省大臣マヌエル・シリセオが土地に対する「無知 (ignorancia)」を嘆き、統計・測量なき政策の実行を戒めた¹²ことは、SMGE 以来の実務主義の正当な継承を示している。すなわち、近代国家建設において、自給自足的で国民経済に寄与しない共同体の生活空間を「荒蕪地」として再編・解体すべく「権力としての科学」が強く要請されたのである。したがって、1857 年の報告書に示された「荒蕪地」の画定と植民事業の方針は、独立以来の「権力としての科学」の積み重ねの結実として読み直す必要がある。

3. 植民事業の展開と「荒蕪地」の創出 (1821-1846)

1821 年から 1846 年は、法実務の展開に即して土地の「所有」概念が変容・構築された時期であった。1824 年国家一般植民法において、「荒蕪地」は「個人が所有権 (propiedad) を有する土地でもなく、先住民共同体や教会法人にも属さない、植民 (入植) の対象となる土地」と既に定義されていた¹³。しかし、州レベルの法令では、実態として先住民が占有・用益していた「分配地 (tierras de repartimiento)」そのものが「荒蕪地」に指定される二重の構造があった¹⁴。さらに国家や州は、耕作放棄や権利証明の不備、手続きの遅延等を理由に、既有の土地を「荒蕪地」として回収する法理を確立させた。たとえばチアパス州 (1826 年) では、「時効を口実に太古の昔から荒蕪地

¹⁰ Erika Pani, *Para mexicanizar el Segundo Imperio: El imaginario político de los imperialistas*, El Colegio de México, 2001 などに詳しい。

¹¹ SMGE が刊行した学会誌を参照。 *Boletín del Instituto Nacional de Geografía y Estadística de la República Mexicana, 1839-1850 (reed. 1861)*, Tercera Edición, Imprenta de Andrade y Escalante, 1861, pp. 119-123.

¹² Manuel Siliceo, *op. cit.*, pp. 37-40.

¹³ ‘Número 56: Agosto 18 de 1824’, Francisco F. de la Maza, *Código de Colonización y Terrenos Baldíos de la República Mexicana*, Oficina Tipográfica de la Secretaría de Fomento, 1893, pp. 191-193.

¹⁴ ‘Número 58: Decreto de 25 de enero de 1825’, *Ibid.*, pp. 194-199.

を占有している者」であっても、管轄の知事に出頭して測量および証書の発行を受けなければ、その占有権を喪失し、土地は「荒蕪地」として州に回収されると規定された¹⁵。こうして慣習的な「占有・用益」に依拠した自律的な生活空間 (tierras) は、権利証書や測量といった新たな実務 (書証) の要求によって、不動産区画 (terrenos) としての「荒蕪地」へ強引に読み替えられた。このプロセスは、先住民の共有地を細分化し、個人の「完全な所有 (propiedad plena)」へと移行させ、市場での売買や大土地所有者による合法的な土地浸食を加速させる基盤となった。

1835 年のテキサス独立以降は、中央政府が国家財政を維持するため、未開発の荒蕪地を、対内・対外債務を償却するための金融的担保へと急速に読み替えていく (土地の債券化)。政府は 1836 年 4 月、荒蕪地の売却・植民に際して生じた収益を「国家債務の償却に充て」と布告した¹⁶。1839 年にはロンドン外債借り換えのため、北部 5 県の未利用地を担保に「英国債務の繰延債券 (bonos diferidos)」を発行し、債券の持参人に対して土地の「完全な所有権と占有権」を付与している¹⁷。1842 年には、民間企業が荒蕪地を担保に銀行を設立する特権を与えるなど土地の完全な金融資本化が試みられ¹⁸、翌年には国内債務 (銅貨償却債権) の返済にも荒蕪地の売却収益が充当された¹⁹。

このような「土地の債券化」の過程で、1846 年には外務省管轄下に「植民局 (Dirección de Colonización)」が設立された。同局は「荒蕪地」の売却不振の原因を正確な測量や水利、気候などのデータ不足に帰し、全国的な「植民可能な共和国の土地の平面図」の作成を義務づけた²⁰。注目すべきは、長年耕作されずに放置されている「私有地」であっても、「局が植民されるべきと評価するもの」については、所有者が 5 年以内に定住しない場合は売却を促され、それに応じない場合は「政府がその土地の収用を布告する」強権的な規定 (同規則第 38 条) が存在することである。

4. 結論

19 世紀中葉メキシコの植民事業における「荒蕪地」とは、独立当初からの客観的で自明な存在ではなく、近代主権国家の領域把握や財政再建の要請のなかで事後的に構築された概念であった。背景には、自給自足的で国民経済に寄与しない共同体の生活空間の再編を試みる政策立案者の方針と、それを可能にする地理・統計といった「権力としての科学」の醸成があった。国家は測量や区画化、権利証書の手続きを強制し、共同体の生活世界を着実に「荒蕪地」へと読み替え、さらに慢性的な財政危機を背景とした「土地の債券化」や 1846 年の植民局設立を通じて、その実態化を決定づけたと言える。

¹⁵ ‘Número 63: Decreto de 1º de setiembre de 1826’, *Ibid.*, pp. 209-211.

¹⁶ ‘Número 96: Decreto de 4 de Abril de 1837’, *Ibid.*, pp. 284-285.

¹⁷ ‘Número 100: Decreto de 20 de Julio de 1839’, *Ibid.*, pp. 291-304.

¹⁸ ‘Número 109: Decreto de 25 de Octubre de 1842’, *Ibid.*, pp. 324-327.

¹⁹ ‘Número 115: Decreto de 29 de Diciembre de 1843’, *Ibid.*, pp. 338-339.

²⁰ ‘Número 120: Reglamento de 4 de Diciembre de 1846’, pp. 347-359.